

令和8年度 近江牛インバウンド等消費拡大推進業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、近江牛インバウンド等消費拡大推進業務（以下「本業務」という。）の委託契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 委託業務の名称
近江牛インバウンド等消費拡大推進業務
- (2) 本業務の目的・内容等
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月10日まで

2 予定価格

24,530,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

本業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の要件をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】大分類：「役務」 中分類：「イベント」または「広告」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

4 プロポーザル説明会

開催しない。

5 質問および回答の方法等

本業務および本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記による方法でのみ受け付ける。

(1) 質問方法

質問内容を記載した質問書（様式3）を下記10の問い合わせ先のアドレスへ電子メールにより送信すること。なお、電子メール送信後に受信確認のための電話連絡を必ず行うこと。

(2) 質問受付期限

令和8年5月19日（火曜日）17時まで

(3) 回答方法・回答期日

質問書の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所（「その他お知らせ」欄）に質問および回答の内容について、令和8年5月22日（金曜日）17時を目途に掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/>

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下(1)に示す企画提案書等を作成し、以下(2)に示す提出期限・提出方法により下記10の提出先へ提出すること。

なお、提案は、1者につき1案とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出書（様式1） 1部

- ・ 事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者の押印をすること。
- ・ 「評価項目に係る加算点事項についての報告」に該当する項目がある場合は、それぞれ確認できる書類の写しを添付すること。

イ 企画提案書（様式任意） 6部

以下の各項目に沿って作成すること。

(ア) 表紙を作成し、参加者名を記載すること。

(イ) A4版（縦横の向きは不問）、日本語で作成すること。

(ウ) 表紙を除き、参加者名の名称、ロゴ等を記載しないこと。

(エ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

A 別紙仕様書に示す本業務の遂行に当たっての基本的な方針

近江牛の認知度、販路に関する現状認識や委託業務全般の取組方針について記載してください。

B 別紙仕様書に示す本業務の遂行に当たっての具体的な手法

仕様書「3 内容」の各項目について、企画提案する業務の内容および進め方を記載してください。

C 類似業務の実績および概要

令和3年4月1日以降に受託した本業務に類似の業務実績、内容、成果、契約期間、契約金額および発注者について記載してください。

D 業務遂行体制

本業務全体を管理する責任者および本業務に従事する者の担当予定業務を記載してください。

本業務に類似した業務の経験等、参考となる履歴、資格等がある場合はその旨記載してください。

E 業務実施スケジュール

チーム全体およびチーム構成員の担当業務実施時期を記載してください。

- ウ 添付書類 各6部
 - (ア) 法人等の概要調書(様式2)
- エ 概算見積(様式自由・押印不要) 6部
 - ・ 日本国通貨により見積もること。
 - ・ 総額と内訳を明記すること。
 - ・ 消費税および地方消費税額を明記すること。
- (2) 提出期限・提出方法
 - ア 提出期限
 - 令和8年5月29日(金曜日)17時必着
 - イ 提出方法
 - ・ 持参または簡易書留郵便により提出すること。
 - ・ 持参の場合は、土曜日・日曜日を除く9時から17時までの間に受け付ける。
 - ・ 郵送の場合は、上記アまでに到着したものに限り受け付ける。

7 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査方法

農政水産部畜産課が当課および関係課の4名の委員をもって設置する審査会において、企画提案書等について以下(3)の評価項目および評価点に基づき審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを本業務の契約予定者とする。

ただし、総合点が6割未満の場合は、契約予定者とししない。

また、総合点が同点の場合は、見積価格が低いものを契約予定者とし、見積価格も同一の場合は、くじにより契約予定者を決定する。

(2) プレゼンテーション・審査会の日時および場所

令和8年6月3日(水曜日) 滋賀県庁周辺

なお、プレゼンテーションに必要な資機材等は提案者が用意するものとし、参加者事業者には令和8年6月1日(月曜日)までに別途詳細を通知する。

(3) 評価項目および評価点

	評価項目	評価内容	配点
1	業務への理解	・ 遂行にあたっての基本的な方針や考え方が整理されており、提案されている企画内容が県の意図する趣旨や目的と合致しているか。	20
2	企画提案力	・ 仕様書「3 内容」における各業務の取組内容が一体となって実施する工夫が施されているか。	20
3	業務実施効果の持続性	・ 本業務が一過性の取組ではなく、本業務の実施以後においても、業務実施効果が持続する工夫が施されているか。	15
4	業務遂行力	・ 業務実施にあたって人員体制やスケジュールは適切か。	15
5	業務の経験	・ 類似業務の取組事例や実績があるか。また、その取組事例や実績が本業務の実施に当たり有効であるか。	10
6	経済性	・ 提出された概算見積価格の予定価格に対する比率に応じた下記の点数とする。 予定価格の80%未満 10点 予定価格の80%以上85%未満 8点 予定価格の85%以上90%未満 6点	10

		予定価格の 90%以上 95%未満 4 点 予定価格の 95%以上 1 点	
7	社会政策推進	・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
		・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		・ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用 ・ しが障害者施設応援企業の認定 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定	1
		・ 滋賀県女性活躍推進企業の認証または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		・ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ・ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 の認証 ・ 一般社団法人持続性推進機構の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ NPO 法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般社団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
8	県内事業者優先発注	・ 県内に本店等を有する事業者か。	4
合計			100

- (4) 審査の結果については、参加した事業者全てに書面により速やかに通知する。
- (5) 審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容を踏まえ、畜産課と詳細な内容について協議を行った上で正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。
- (6) 協議が整わなかった場合には、総合点が次に高い者を契約予定者として同様の手続を行う場合がある。

8 無効

次の各号に該当した場合、無効になるので注意すること。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 その他注意事項

- ・ 本プロポーザルへの参加に対する報酬はない。
- ・ 企画提案書等の作成のほか本プロポーザルへの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等の加筆、訂正、差替え等は認めない。
- ・ 評価の結果にかかわらず、提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等の著作権は作成した参加者に帰属するものとし、県は無断で使用しない。ただし、本プロポーザルおよび付随する事務作業等において本県が必要と認める場合は、その範囲内において参加者の許可なく複製し、無償で使用できるものとする。
- ・ 契約後に企画提案書等に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・ 委託料の支払いについては、原則、精算払とするが、受託者の請求書により県が特に必要と認める場合は、概算払をすることができる。

10 問い合わせ先・提出先

滋賀県農政水産部畜産課近江牛流通対策室（担当：尾崎、阿部）
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話番号：077-528-3861 E-mail：ge0004@pref.shiga.lg.jp